

先月号のこの欄で予告した判決が四月二〇日
にあった。法律上の争点は、住民訴訟が継続中
にそこで問題となっている損害賠償請求権を放
棄できるかということを中心として、放棄され
た損害賠償請求権の行使を求める住民訴訟が提
起されたときに裁判所はその放棄の有効性を判
断できるのか、住民訴訟で損害賠償請求すべき
ことが確定した後で当該損害賠償請求権を放棄
したらどうなるのかというよう
なことが問題となっていた。

これらの問題について、最高
裁は、損害賠償権を放棄するこ
とは議会の権限であり、何時で
も可能であるが、裁判所は、そ
の有効性を判断し、訴えの適否
を判断することができるとし
て、次のように判示した。

「地方自治法においては、普通地方公共団体
がその債権の放棄をするに当たって、その議会
の議決及び長の執行行為（条例による場合は、
その公布）という手続的要件を満たしている限
り、その適否の実体的判断については、住民に
よる直接の選挙を通じて選出された議員により
構成される普通地方公共団体の議決機関である
議会の裁量権に基本的に委ねられているものと

いふべきである。もつとも、同法において、普
通地方公共団体の執行機関又は職員による公金
の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違
法事由の有無及びその是正の要否等につき住民
の関与する裁判手続による審査等を目的として
住民訴訟制度が設けられているところ、住民訴
訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当
利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場
合についてみると、このよう

新・弁護士月記 ③



権利の放棄

橋本 勇

な請求権が認められる場合は
様々であり、個々の事案ごと
に、当該請求権の発生原因で
ある財務会計行為等の性質、
内容、原因、経緯及び影響、
当該議決の趣旨及び経緯、当
該請求権の放棄又は行使の影
響、住民訴訟の係属の有無及

び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合
考慮して、これを放棄することが普通地方公共
団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨
とする同法の趣旨等に照らして不合理であつて
上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当た
ると認められるときは、その議決は違法とな
り、当該放棄は無効となるものと解するのが相
当である。そして、当該公金の支出等の財務会

計行為等の性質、内容等については、その違法
事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた
者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと
解される。」

言われてみれば、その通りという感じがしな
いでもないが、千葉裁判長が、住民訴訟制度が
設けられた当時とは違って、今日は、複雑多様
な財務会計行為が錯綜し、それを規制する会計
法規も多岐にわたり、それらの適法性の判断が
容易でない場合も多くなつてきているにもかか
わらず、住民訴訟における認容額が数千万円、
更には数億円ないし数十億円に及ぶものが現
れ、一度ミスや法令解釈の誤りがあると、長の
給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償義務
を負わせるといふ現行制度の意義についての説
明は、通常の個人の責任論の考えからは困難で
あり、それとは異なる次元のものといわざるを
得ないと指摘していることが注目される。

立法や法解釈（行政実務）が不満であるとし
て訴訟が提起されると、立法府や行政府が「訴
訟が継続中なので、その結論を待つ」というこ
とがしばしば見受けられるが、それが制度を作
り、運用する責任を有する立場にある者として
妥当なのかどうか、考え直す必要があると思ふ
のは筆者だけであろうか。

（弁護士）